

★第5回★

「相続税のかかる財産」

前回は、相続税の計算方法について説明しました。今回以降は、もう少し細かい部分まで確認しながら、相続税について解説していきます。今回は、相続税の課税対象となる財産や課税対象から除外できるものについてです。



税理士 八木正宣

相

相続税は、被相続人の財産を相続、遺贈、死因贈与（受贈者が被相続人の死亡を条件とした贈与契約により財産を取得すること）によって取得した場合に、その取得した財産（本来の相続財産）に対してかかります。

この場合の財産とは、現金、預貯金、有価証券、土地、家屋などのほか、貸付金や事業用財産、美術品など、金銭で見積もることができる経済的価値のあるすべての財産ということになります。

本来の相続財産に加えて みなし相続財産等も対象に

ただし、「本来の相続財産」に加えて、次に掲げる財産も相続税の課税対象となります。

① みなし相続財産

みなし相続財産とは、本来の相続財産ではなく、遺産分割協議の対象にはなりません。被相続人の死亡によって一定の財産的価値を取得することになるため、相続財産とみなして相続税の課税対象となる財産のことです。これには生命保険金、死亡退職金、生命保険契約に関する権利、定期金（年

金）に関する権利等があります。

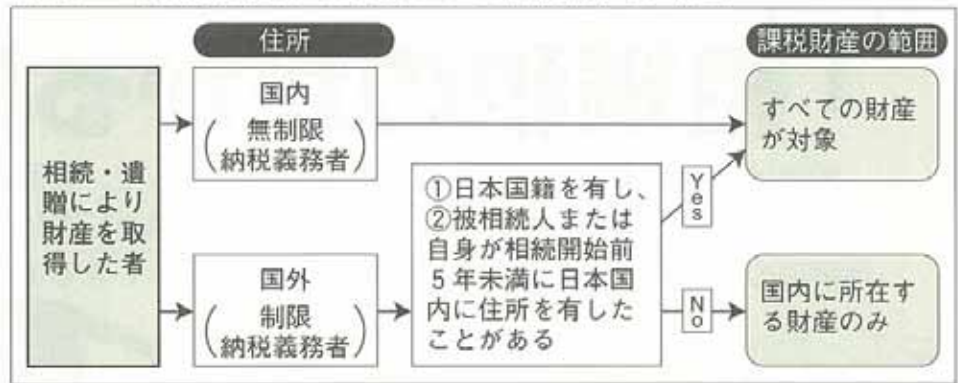
相続財産とみなされる生命保険金は、被相続人が保険料を負担していた生命保険契約・損害保険契約で、被相続人の死亡によって相続人等が受け取った保険金となります。なお、交通事故等によって支払われる自賠責保険金は、相続税の課税対象外となっています。

被相続人が受け取るべきであった退職手当金等のうち、被相続人の死亡後3年以内に支給が確定したものは、支給を受けた相続人等が相続または遺贈により取得したものと見なされ、相続税がかかります。

相続開始時においてまだ保険事故が発生していない生命保険契約で、被相続人が保険料を負担し、かつ被相続人以外の者が契約者であるものについては、その契約者が被相続人から生命保険契約を引き継ぐ権利を相続または遺贈により取得したものとみなされます。

定期金に関する権利についても同様の考え方で、被相続人の死亡により定期金を受ける権利を相続人等が被相続人から相続または遺贈により取得したものとみなされ

図表1 納税義務者の分類による課税財産の範囲



② 3年以内の生前贈与財産
 相続または遺贈によって財産を取得した人が、被相続人の死亡前3年以内に被相続人から財産の贈与を受けている場合には、「特定贈与財産」(贈与税の配偶者控除の適用を受けて贈与された居住用財産などで2000万円までの部

図表2 相続税のかからない主な財産

非課税財産等	理由
墓所や霊廟、仏壇、仏具、神具など	日常崇拝の対象であるため
宗教、慈善、学術など公益事業を行なう一定の個人等が相続や遺贈によって取得した財産で公益事業に使われることが確実なもの	公益の増進のため
地方公共団体の条例により、心身障害者に対して実施する共済制度に基づいて支給される給付金を受ける権利	心身障害者の生活保障のため
相続人が取得した生命保険金のうち500万円に法定相続人の数を掛けた金額までの部分	相続人の生活保障のため
相続人が取得した退職手当金等のうち500万円に法定相続人の数を掛けた金額までの部分	相続人の生活保障のため
相続や遺贈によって取得した財産で相続税の申告期限までに国・地方公共団体・特定の公益法人に寄附したもの、あるいは特定の公益信託の信託財産とするために支出したもの	公益の増進のため
勤務先から支給される弔慰金等のうち、普通給与の6ヵ月分(業務上の死亡の場合には3年分)	遺族に対するお悔やみであるため
事故などの損害賠償金	遺族の精神的な苦痛に対する慰謝料であるため

分)を除き、その贈与財産の贈与時の価額を相続財産の価額に加算します。これは、相続財産を生前贈与することにより相続税の負担を不当に減少させることを防止するための規定です。
 相続・遺贈により財産を取得しなかった人については、被相続人から死亡前3年以内に贈与を受けていたとしても、その贈与財産は

③ 相続時精算課税の適用を受ける
 相続財産に加算されません。
 被相続人から、相続時精算課税制度の適用により財産の生前贈与を受けた推定相続人が、被相続人の死亡により財産を取得した場合には、その贈与財産の贈与時の価額を相続財産の価額に加算して相続税額を計算します。

制限納税義務者については国内に所在する財産に課税

財産を取得した人が、日本国内に住んでいるか否かによっても、課税される財産の範囲が変わってきます。相続が発生した時において日本国内に住所がある人(制限納税義務者)は、その財産の所在が国内・国外を問わず、すべての財産が課税対象となります(図表1)。

一方、国外に住所がある人(制限納税義務者)については、国内に所在する財産のみが課税対象となります。

ただし、制限納税義務者であっても、日本国籍を有し、被相続人または財産を取得した人が相続開始前5年以内に日本国内に住所を有した場合には、無制限納税義務者と同様すべての財産が課税対象となります。

また相続税法では、財産の性格や社会政策上の問題、国民感情などを考慮して、相続税をかけるかとしている財産があります。これについては図表2に示しましたので、参考にしてください。

図表3 控除できる債務・葬式費用の例示

	控除できるもの	控除できないもの
債務	<ul style="list-style-type: none"> ●銀行借入金 ●固定資産税など未納公租公課 ●連帯債務のうち被相続人負担部分 ●未払医療費 	<ul style="list-style-type: none"> ●墓地購入未払金 ●遺言執行費用 ●税理士への相続税申告報酬 ●保証債務
葬式費用	<ul style="list-style-type: none"> ●遺体の捜索や運搬に要した費用 ●本葬式費用・仮葬式費用 ●通夜費用 ●お寺等に対するお布施・読経料など 	<ul style="list-style-type: none"> ●香典返戻費用 ●墓地等の購入費用 ●初七日などの法会費用 ●遺体解剖費用

債務や葬式費用は相続財産から控除可能

相続税は、プラスの遺産からマイナスの遺産を差し引いた正味遺産に対して課税されます。マイナスの遺産には、相続開始時点において確定している被相続人の債務と葬式費用等があります。

葬式費用は相続開始時点で存在するものではありませんが、必然的に発生する費用であるため、相続財産から控除できることとされています。

控除できる債務・葬式費用については図表3に例示しましたが、基本的に債務の場合は、相続開始時点で被相続人の債務として確定しているかどうかで判断します。被相続人が生前に購入した墓地の未払代金については、墓地自体が相続税のからでない非課税財産として除外されているため、控除することはできません。

保証債務については、相続人が保証人の地位を承継しても、将来現実には債務履行義務が生じるかどうか不確定なため、控除できないこととされています。

債務や葬式費用を控除できる人は、その債務などを実際に負担することになる相続人や包括受遺者（日本国籍を有していない制限納税義務者等を除く）となります。

今回の解説を踏まえて

こんなアドバイスを行なおう

今回のお客様



相続税がどんな財産にかかるのか分からないというEさん

Eさん「父が死亡し、父の事業と遺産のすべてを相続することになりました。父が遺した財産は、ほとんど個人事業用の財産となっています。相続税は個人事業用の財産にもかかるのでしょうか？」

行職員「相続税は相続によって取得した財産に対してかかります。事業用の財産であっても、相続により取得したことになりますので、相続税の課税対象となります」

Eさん「そうすると、土地や工場、機械などの財産が多くありますので、たくさん相続税を払わないといけませんね」

行職員「土地等の有形資産以外にも、得意先に対する売掛金や営業保証金など、経済的価値のある財産のすべてが相続税の対象になります。一方で事業のために借り入れた借金や未払経費などの債務は相続財産から控除することができます」

Eさん「なるほど、債務は控除してもらえるんですね。父には銀行からの借入金もあるので、思ったよりも相続税は安く済むかもしれません」

★アドバイスのポイント★

個人事業を営んでいる方の相続財産は、多種類に及びます。経済的価値のあるすべての財産について相続税がかかることを説明し、マイナスできる債務についても忘れずに説明しましょう。